

## アジア・アラブの積極的中立主義

谷川, 栄彦  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1328>

---

出版情報 : 法政研究. 24 (4), pp. 33-58, 1958-03-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# アジア・アラブの積極的中立主義

谷川 栄彦

## 目次

はじめに

一 積極的中立主義の発展と原則

二 積極中立主義の背景

三 積極的中立主義の意義・役割

## はじめに

中立主義や中立の概念は国際法的にはともかく、国際政治のうえではいろいろな意味において用いられている。<sup>(一)</sup> なかには、中立主義と中立を峻別して、「中立主義は主として国家の政策というよりも個人の態度であるので、中立とは異なる」<sup>(二)</sup>と主張する学者さえもある。しかし、中立主義の国際政治的意味を、平時・戦時をとわず、いかなる軍事同盟や軍事集団にも加盟せず、どのような国家とも友好関係を保持しようとする外交政策や、それを求める思想ないし運動と解することができるならば、そのような中立主義は今や世界的規模において発展しようとしており、国際政治の無視しえない要素となりつつある。中立主義はスイス、スエーデン、オーストリア各政府の外交政策となっているばかりでなく、その他の西欧諸国でもその思想や運動は最近とみに拡大しつつある。またそれは、世界の植民地・半植民地や新興の民族主義国家においても発展し、ことにアジア・アラブ諸国を風靡している。もとより、同じ中立主

義であっても、ヨーロッパ諸国の中立主義と、植民地・半植民地や新興民族主義国家のそれとは、各々異った特徴をもち、後者の中立主義はことに積極的・中立主義 (Positive Neutralism) とよばれている。

本稿の目的は、その積極的・中立主義の発展状況や原則、背景、意義・役割などを、アジア・アラブ諸国のそれを中心として検討することにある。なおここで、積極的・中立主義を特徴づけるために、スイス中立政策との比較検討をも併せておこなうはずであったが、都合によってそれができなかったので別の機会に譲ることにする。

- (一) 例えば *Foreign Affairs* を参照。H. F. Armstrong, *Neutrality: Varying Tunes* ("Foreign Affairs", Oct. 1956, pp. 57—61)  
 (二) D. Healey, *Neutrality*, London, 1955, p. 11.

### 一、積極的・中立主義の発展と原則

積極的・中立主義は、世界の植民地・半植民地や第二次世界大戦後に独立した新興の民族主義的資本主義国家の間に発展しつつあるが、ことにアジア・アラブ諸国における発展は著しい。そこでは、積極的・中立主義は多くの新興民族主義国家の外交政策となつて展開されているばかりでなく、その他の国々においても、外交政策とならないまでも、それを求める運動はじだいに勢力を得ようとしている。

現在アジア・アラブ地域において、積極的・中立主義の外交政策を完全な形で著実に推し進めている国は、一三カ国にのぼり、これら諸国の総人口は五億五千万以上に達する。インド、インドネシア、ビルマ、セイロン、カンボジア、ラオス、アフガニスタン、ネパール、シリア、イエメン、エジプト、スーダン諸国がそれである。さらに、いまだ不完全な形ではあるが、積極的・中立主義の外交政策を実施し、それを強める傾向をみせている国にレバノン、サウジアラビア、モロッコ、リビアなどがある。しかし、積極的・中立主義はこれら諸国の外交政策となつてあらわれて

いるだけではない。積極的中立主義の外交政策を要求する声や運動は、その他の植民地・半植民地においても、またフィリッピン、タイ、パキスタン、イラン、イラクなど東南アジア防衛条約機構（SEATO）やバグダッド条約に加盟している国や南ヴェトナム、ヨルダンなど親西欧諸国においても、しだいにその勢力を得ようとしている。

このことは多くの事実によって証明することができるが、例えばタイにおける最近の政治情勢がそれをはっきり示している。そこでは、一九四七年末にピブン元師に指導された政府が成立して以来、政府は積極的中立主義を否定して反共・親西欧的外交政策を強引に実行し、米国との間に軍事同盟条約をとり結んだのを手始めとして、SEATOにも加盟した。また対内的には、非民主的政策を実施して、各種政党や団体を解散させ、議會を政府の飾物に変え、国民大衆の言論・報導をも極度に制限する一方、身分不相応の莫大な国家予算を費って軍備拡張を推し進め、国民の福祉計画や経済自立化政策の実施を自ら阻止した。政府のかかる反共的・非民主的・軍事的諸政策の根本原因は、政府が、外国資本と相互依存關係にたつ土着の官僚的・買弁的資本や土着の半封建的地主層の利益を代表していたところにあるが、かかる政策に対する国民大衆の不満はしだいに昂まり、政府も一九五五年中頃からその政策を若干修正せざるを得なくなった。共産党を除いて、それまで禁止されていた政党の復活・結成が許されたり、中国に対する米・錫・木材などの輸出禁止が解除になったのもそのためである。そしてかかる状況の中で、一九五七年二月総選挙が実施されたが、積極的中立主義の政策を要求事項に掲げたエコノミスト党やハイド・パーク党、社会党など八つの野党は、政府の選挙干渉その他不利な条件下にあったにもかかわらず、国民の支持を得て政府や西欧諸国の予想以上に多くの議席を獲得した。<sup>(1)</sup>このことは、タイにおいて積極的中立主義を求める声や運動がしだいに昂まりつつあることを示しているが、同じようなことはその他の国についても言うことができる。<sup>(2)</sup>例えば、イランの有力紙「アヤン」(Ajang)は、たかまりつつある国民の中立主義的感情に対して声援をおくりながらつぎのように強調している。

「中立を守ることは非常に困難なことかもしれないが、世界政治の舞台で中立を保持することが不可能だという考え方は、全く馬鹿げている。……われわれがなしえること、否なさねばならぬことは、イランの中立を守ることだ」と。

かくの如く、アジア・アラブ地域の積極的中立主義は多くの新興民族主義国家においては外交政策となつて発展し、その他の国々ではそれを求める運動となつてあらわれているが、その積極的中立主義をアクティブに指導している勢力は、主として民族ブルジョア勢力である。すなわち、民族ブルジョアと小ブルジョアと、および彼らの利益を主に代表している政党・団体・政治指導者などがそれである。この場合、民族ブルジョアとは、歴史的、現実的に外国独占資本のためにその発展を阻止され、少数の労働者を雇傭しながら小規模な企業を經營している資本家階級をさし、小ブルジョアとは家族労働を中心とした手工業者や小商人の層をいう。したがって、外国の帝国主義勢力と相互依存関係を結び、自己の利益追究のために、自民族・国家の利益に反するような政治・経済活動をおこなっている土着のブルジョアと、つまり買弁ブルジョアは、彼らの中には含まれない。<sup>(四)</sup> インドでは、ネール首相や国民会議派の左派・中央派と彼らによつて主に代表されている中小ブルジョア層が、ここにいう民族ブルジョア勢力であり、タタ、ビルラ、ダルミアなどの五大資本は含まれない。<sup>(五)</sup> またインドネシアでは、民族ブルジョア勢力の中心はスカルノ大統領や国民党、および彼らによつて主として代弁されている織物業者、煙草製造業者、手工業者、小商人などであり、半封建的地主層や回教指導者、買弁商人などの利益を代表しているマシュミ党はその中から除外される。<sup>(六)</sup> さらにシリアにおいては、クアトリ大統領、アサリ首相に指導された国民党 (Al Watani) やホラニ (A. Hourani) の率いるアラブ復興社会党 (Arab Bath Socialist Party)、あるいはエジプトでは、ナセル大統領の指導する「解放大会」 (Liberation Rally) などが、それぞれの民族ブルジョアと小ブルジョアの利益を代表している勢力である。<sup>(七)</sup>

それならば、かかる民族ブルジョア勢力によって指導されている積極的中立主義は、一体何をその基本原則としているのであろうか？ この問題は積極的中立主義と他の中立主義とを区別するうえで重要である。積極的中立主義の基本原則はいろいろ挙げえるであろうが、いまその目的と方法についていえば、以下の通りである。

**A 積極的中立主義の目的**——積極的中立主義は二つの大きな目的をもっている。民族・国家の独立ないし主権を擁護し、これを強化・発展させることと、世界の平和をまもることが、すなわちそれである。しかし、これについて注意せねばならぬことが二つある。その第一は、積極的中立主義が掲げているノン・アライメント・ポリシー (non alignment policy) は積極的中立主義の目的ではなく、その方法であるということ。この点について、インド外交政策の研究者クンドラ博士 (Dr. Kundra) はつぎのように指摘している。

「政治家や指導者によってくりかえし主張されているノン・アライメント・ポリシーあるいは自主独立政策は、インド外交政策の基本的目的の表明にすぎない。したがって、しばしば誤って信じられているように、ノン・アライメント・ポリシーはインド外交政策の目的ではなく、来るべき第三次世界大戦において、インドが中立を維持すべき手段なのである」<sup>(八)</sup>

それから第二に注意すべきことは、積極的中立主義においては、右の二大目的がそれぞれ別個の切離されたものとしてではなく、不可分の統一的なものとして正確に把握されていることである。このことは、ネール首相のつぎの言葉から明らかである。

「政治的屈従、社会的不平等、経済的不平等、これら三つは戦争の原因である。地上から戦争をなくすためには、どうしてもこの三つの原因を排除せねばならない。欧米諸国がアジア諸国に対する政治・経済的支配を断念せぬかぎり、またアジア諸国全部が自由と独立を獲得せぬかぎり、平和はありえないのである。」(一九五〇年十月、コロンビア大学における演説)

**B 積極的中立主義の方法**——積極的中立主義の二大目的が統一的に把握されていることによって、それを達成す

るための原則的方法もまた、不可分のものとして統一されていく。いま、その主なものを挙げるとつぎの通りである。

(1) 戦争や戦争政策に反対し、ノン・アライメント・ポリシーを実行すること。すなわち、第三次世界大戦や、その原因となるような軍拡その他の戦争政策、あるいは核兵器の生産・実験・使用に反対し、いかなる軍事集団・同盟にも参加しない。

この点について、積極的中立主義勢力はつぎのように考えている——彼らの国や民族は最近独立を遂げたばかりであり、これから長期かつ困難な建設事業を完成してゆかねばならない。それには何よりも世界平和が欲しい。ところが、現今の世界情勢は米・ソ両陣営に対立し、第三次世界大戦の危機を孕んでいる。このようなときに、いづれか一方の陣営に組することは民族・国家の独立や自由を自ら束縛することを意味し、戦争に卷込まれる危険性も大きい。したがって、ノン・アライメント・ポリシーを実行して、いづれの陣営にも組せず、いかなる国家や陣営とも友好関係を保持してゆかねばならない。もとより、かかる政策が国際問題に大きな影響をあたえ得ようとは考えていない。しかしそれは平和を拡大するのに役立つであろう。そして、もし不幸にして戦争が勃発すれば、平和勢力の側に立つ。だから、ノン・アライメント・ポリシーは何もしない「中立」とは異なる——これが積極的中立主義勢力の基本的考え方であるが、ネール氏のつぎの言葉がこれを裏付けている。

「二つの強力な国家集団が、支配的役割を演じようとして相対立している。そのいづれかのグループに参加することを拒む人々は、採るべき態度はあたかも二つしかありえないかの如く考える人々から、高見の見物人だとして非難される。われわれの政策はノン・アライメント・ポリシーであり、すべての国家と友好関係を保つ政策である。われわれはこの政策によって、重大な国際問題にたいして大きな影響をあたえることができようとは考えていない。しかし時には、われわれは平和の規模を拡大するのに役立つであろう。」(一九五四年一月二十三日、インド国民会議派五九回大会における演説)

「中立とは何もしない方針をとることを意味している。——インドにかんするかぎり、中立という言葉があてはまるとすれば、それは他国の決定した特別の路線に組しない独自の政策を意味している。」(一九五〇年八月四日、インド議会における答弁)

「自由が脅かされ、正義が危険に瀕し、侵略がおこなわれたとき、われわれは中立ではありえないし、中立であろうとも思わな

い。」(一九四九年九月九日、米国議会での演説)

積極的中立主義勢力のかかる考え方は、例えば、ネール、スカルノ、ナセル、ワー・ヌーなどがしばしば米・英・ソの原水爆実験や、西欧側の「力の政策」あるいはその軍事ブロック(NATO、SEATO、バクダッド条約)を激しく非難すると同時に、積極的中立主義諸国がかかる軍事集団への加盟を拒否している事実の中に、はっきりあらわれている。

(2) 国際的対立や紛争を武力によってではなく、平和的手段によって、積極的に解決すること。すなわち、米・ソ両陣営の対立をはじめその他の国際的対立・紛争を、戦争によってではなく、国際連合や外交交渉・話し合いなどによって解決し、しかもそのために積極的活動をおこなう。

積極的中立主義諸国の政府や指導者たちが、核兵器の無条件・即時禁止や軍縮、あるいは社会主義諸国との「平和共存」を声を大にしてさげていること。ネール首相とその政府が、朝鮮戦争やインドシナ戦争の解決のために、国連やジュネーブ会議などで積極的活動をおこなったこと。一九五五年十二月十三日、ネール首相がソ連首脳部とともに発表した共同声明の中で、「紛争解決には交渉をもって唯一の方法とすべきである」と断言し、「新しい世界戦争の絶望的破滅に導くような条件を排除し、世界平和を樹立するためには、軍縮以外に途はない」と強調していること——これらはいづれもこの原則の具対化に外ならないが、それはつぎのような考え方から出発している。

すなわち、世界の現状では、もし何処かで国際紛争がおこり、その解決のために武力を使うならば、それは世界戦

争にまで発展する可能性をもっている。とくに、社会主義諸国と資本主義諸国との紛争・対立においては、その危険性は大きい。したがって、国際紛争は武力によって解決すべきでなく、平和的手段によって解決してゆかねばならぬ。しかも、その解決にあたっては、可能なかぎり積極的活動を演ずべきであり、躊躇してはならない。しかし、このことは自国の防衛軍備までも放棄してしまうことを意味しない。他国から侵略を防ぐための軍備は必要であり、もし侵略がおこなわれた場合には、全力をあげて独立のために戦うであろう。<sup>（九）</sup>

(3) 新・旧いづれの型の植民地主義に対しても断乎反対し、他の国家・民族の反植民地主義・民族独立斗争を積極的に支持すること。

積極的中立主義勢力においては、植民地主義と戦争は不可分のものとして把握され、アンチ・コロニアリズムは彼らの重要原則の一つになっている。彼らは植民地主義の中に新・旧二つの型があることを認識し、両者に対する警戒と反対を強く主張する。しかも彼らは、いまだ植民地支配のもとで苦しんでいる地域の民族独立斗争を積極的に援助することも、彼らの原則としているのである。スカルノ大統領は植民地主義を激しく非難しながら、つぎのように述べている。

「『植民地主義はすでに死んでしまった』ということをしばしば聞かされる。われわれはこの話を信じたり、それに麻痺させられたりしてはならない。植民地主義は死んでいないと、わたしはあえて諸君に告げる。アジアやアフリカの拡大な地域が不自由であるかぎり、われわれはどうして植民地主義が死滅したなどと言うことができようか？

わたしが諸君にお願いしたいのは、インドネシアのわれわれやアジア・アフリカ各地域のわれわれ兄弟たちが知っているところの古典的形態の植民地主義のことだけを考へてはならないということである。植民地主義は現代的ヴェールをまとい、小さいがしかし外国の集団によって、一国の経済、文化、物質を支配する形であらわれている。植民地主義はそれが何処に、何日、如何にし

てあらわれようとも、害悪なものであり、地上から抹殺されねばならないものである。」(一九五五年四月十八日、アジア・アフリカ会議の開催演説)

積極的中立主義の反植民地主義的態度は多くの場合に積極的に実行に移されているが、つぎはその一、二の例である。すなわち、一九五五年のアジア・アフリカ会議の席上で、スカルノ、ネール、ウー・ヌーをはじめ積極的中立主義の代表が、植民地主義を激しく非難し、相互協力によって反植民地主義斗争を推し進めることを強調していることや、キプロス島・西イリアン・アルゼリア・スエズ問題などにおいて、積極的中立主義諸国の政府が直接・間接に植民地主義国を非難し、民族独立勢力を強く支持していることなどがそれである。<sup>(10)</sup>

(4) 「平和五原則」や「平和十原則」を堅く守り、社会体制の如何にかかわらず、この諸原則を承認する国と「平和共存」関係を結び、それを基礎として「平和地域」を形成し、それを拡大・発展させること。

相対立する社会体制(資本主義体制と社会主義体制)は、戦争することなく平和的に共存できるし、またそうせねばならぬ。五原則つまり、領土完整と主権の相互尊重、相互不可侵、内政相互不干涉、平等互惠、平和共存及び経済協力は、両体制間の平和関係と相互の安全を保障する有効な方法である。この方法を基礎として、社会主義諸国をはじめその他の国々と平和関係を結び、「平和地域」(area of peace)を樹立し、それをしだいに拡げてゆく。そうすれば、戦争の地域を縮少し、その拡大を防ぐことができる——これが積極的中立主義勢力の基本的考え方である。ネール首相は「平和共存」と「平和地域」について、つぎのように言明している。

「共存という言葉は最近さかんに使われているが、インドは独立しているので、インドに関するかぎり、そのすべての政策が共存にもとづいている。共存に代るものは、共滅(co-destruction)以外になく」(一九五四年八月二十六日、インド議会上院における演説)

「共存はわれわれにとっては、異った体制の国家が他の体制の国家とともに存在することが可能であり、また必要であることを意味している。何故ならば、いかなる国も、その政治・社会的秩序を保障し、それ自身の路線にしたがって発展する権利をもって

いるからである」(一九五四年十二月十九日、チト、大統領との会談)

「平和は単に戦争がないということだけではない。それはまた心の状態である。そのような心の状態とは、今日の冷い戦争の世界から完全に離れることである。われわれは戦争と恐怖のこの環境に屈服しないように努力し、またわれわれの問題や世界の問題をできるかぎり冷静に考えるよう努力している。たとえなんらかの戦争が世界のどこかにおこったとしても、世界のできるだけ広範な地域が、それに巻込まれないようにすることは意義あることだと考えている。だからわれわれは、インドが戦争に加らないことを宣言しているし、アジアの他の諸国もまた、戦争から遠ざかり、そうして平和の地域を確立することを期望する。その地域が拡大すればするだけ、戦争の危険性は遠のく。もし全世界が二つの主要な、敵対的陣営に分裂していたならば、世界にとって希望がなくなり、戦争は不可避的となる」(一九五四年一月二十三日、インド国民会議派第五九回大会での演説)

以上が積極的中立主義の原則的目的と方法である。しかし、これら諸原則がいかなる場合においても常に、正確に、しかも積極的に実行されるとは限らない。各種の条件、とくにそれを推し進めようとする勢力とそれを阻止しようとする勢力との力関係によって、それが不発に終ったり、消極的・不徹底に終る場合がある。例えば、一九四七年の独立から一九四八年にかけてのインドの外交政策の中に、そのことがはっきりあらわれている。ここでは、積極的中立主義を推進しようとする民族ブルジョア勢力や、反植民地主義・世界平和を徹底的に実行しようとする労農勢力の力がいまだ弱体であったために、英国に対する妥協がおこなわれ、アンチ・コロニアリズムもノン・アライメント・ポリシーも不徹底なものに終わった。<sup>(二)</sup>また、積極的中立主義の諸原則が歴史的・地域的に異ったあらわれ方をするのはいうまでもないことであるが、歴史的・全体的に、これら諸原則の実行は消極的な段階からしだいに積極的な段階へと発展してきている。例えば、独立後のインド外交の歴史が示しているように、それは三つの段階を経ながら強力なものに発展してきた。一九四七年から五〇年十月までの第一段階、五〇年十月から五四年までの第二段階、五四年春

以降の第三段階がそれである。<sup>(二)</sup> またインドネシアの場合も、一九四九年十二月の独立から五二年三月までの第一段階、五二年四月から五三年八月までの第二段階、そして五三年八月以降の第三段階へと積極化してきたのである。<sup>(三)</sup>

(一) 拙稿『東南アジアのナショナリズム』(日本国際政治学会編「現代国際政治の構造」有斐閣、一九五八年、七〇―七四頁)

(二) 例えば、パキスタンについては波薩斯卡姫『巴基斯坦の経済状況』(「国際問題認識」一九五七年第九号、二七―三五頁)。

またイラクについては「International Affairs」, No. 1, 1957, pp. 154-155.

(三) D. Melnikov, *Neutrality and the Current Situation* ("International Affairs", No. 2, 1956, p. 78)

(四) 土着のブルジョアジー全体を指して「民族ブルジョアジー」とよばれる場合があるが、民族ブルジョアジーとは、政治・経済的性格がそれぞれ異なるので、両者は区別される必要がある。

(五) インド国民会議派は基本的にはブルジョアジーと地主の政党であるが、その指導権は民族ブルジョア勢力によって握られている。なお、インドの民族ブルジョアジーについては、土生長穂『植民地体制の崩壊と民族ブルジョアジーの役割に関する一考察』(「社会労働研究」一九五七年第七号)参照。

(六) マシユミ党 (Masjumi) は国民党につぐ大政党であるが、保守的性格が濃厚で、国民党とその政府の進歩的内外政策に強く反対している。現在の軍部反乱もマシユミと密接に結びついている。

(七) 「解放大会」は一九五三年一月政府の手によって結成されたが、五三年から五六年にかけて、解散させられた政党の連合組織となった。それは「革命指導委員会」を母体として、各種の合法的労働組合、農民組合、職業団体を蒙羅し、会員は約三百万人にのぼる。エジプト最大の全国的政治組織である。

(八) Dr. J. C. Kundra, *Indian Foreign Policy 1947-1954: A Study of Relations with the Western Bloc*, Bombay, 1955, p. 61

(九) 例えば、ネール首相が一九四九年三月二十二日、ニユーデリーの立憲クラブにおいておこなった演説『わが外交政策』を参

照(ネール著・宮西豊逸訳「アジアの復活」、一九五四年、二七三頁以下)

(一〇) アジア・アフリカ会議におけるネール、ウー・ヌー、スカルノの演説全文については、G. M. Kahin, *The Asian-African Conference, Bandung, Indonesia, April, 1955*, N. Y., 1956, p. 39 ff.

(一一) 例えば、土生長穂『戦後世界政治と「中立主義」—インド外交を中心として』(『社会労働研究』一九五七年第八号、六七—八二頁)参照。

(一二) 土生、前掲論文、六七—七〇七頁。なお、Kundra, *op. cit.*, p. 50 ff. と比較参照。

(一三) 拙稿、前掲書、七四—七九頁。

## 二、積極的中立主義の背景

積極的中立主義勢力は先述の如き諸原則をかかげ、その達成に努力しているが、それならばその背景は何であろうか？ つまり、民族ブルジョア勢力は何が故にかかる原則を追究しなければならないのか？ 特殊の・具体的に言うならば、各国の積極的中立主義はそれぞれ異った多くの原因をもっているばかりでなく、それらも歴史的段階に応じて異っている。しかしながら、各国の積極的中立主義には幾つかの基本的・共通的原因がある。いま、インドやエジプト、ビルマなどの如く、積極的中立主義の外交政策を実行している国の場合を中心にして言えば、それは国内・国際的に以下の通りである。

### A 積極的中立主義の国内的要因

(1) 民族ブルジョア勢力自身が、彼らの政治・経済的地位の強化と民族独立の完成を早急に実現することを欲し、ことにその点から世界平和を強く要望していること。

インドをはじめ積極的中立主義諸国では、土着のブルジョア階級と地主層が政治権力を握り、民族ブルジョア勢力がその指導権を握っている。しかし、これら諸国の経済はながいあいだの植民地支配によってその発展を阻止され、後進的・非自立的状態を余儀なくされている。支配勢力としての民族ブルジョア勢力の経済的地位も、きわめて弱い。しかも、これら諸国は独立を獲得したとはいえ、いまだ植民地主義の支配を完全に断切ることができず、多くの場合経済の重要部門を外国独占資本によって依然として牛持られている。例えばインドネシアでは、この国経済の大宗であるゴム・錫・石油企業をはじめ輸送業、金融業、貿易業などはすべて蘭・英などの外国資本によって支配され、彼らの莫大な利潤の多くが合法・非合法的に国外に持去られている。<sup>(二)</sup>

そのため民族ブルジョア勢力は、かかる状況を脱して、彼ら自身の経済的地位の向上や、彼らが指導する民族・国家を一層発展させることを真剣に考えざるを得ない。しかし彼らは、外国資本による企業の全てを即座に排除することを避け、彼らの経済的・政治的地位や国力が強くなるにつれて、徐々にそれらの経済活動を制限したり、国有化してゆく基本方針を樹てている。そして、彼らの当面の重要課題は、彼ら自身による迅速な工業化、ことに重工業の建設、国民大衆の生活水準の向上、国内市場の拡大などを達成することにある。積極的中立主義諸国の民族ブルジョア勢力と政府が各種の経済自立化・建設計画を樹てて、その達成に邁進しているのもそのためである。<sup>(三)</sup>しかしこの任務が完遂されるためにはいろいろな条件が必要であることはいうまでもないが、何より戦争を防ぎ、軍事ブロックや軍拡競争に卷込まれることを極力避けねばならない。平和な国際環境が必要である。戦争状態のもとでは国内の建設はありえないし、軍事ブロックや軍拡競争は戦争の原因となるばかりでなく、それへの参加は国力や資源を軍事目的のために浪費し、当面の課題達成に齟齬をきたすからである。ネール首相は自らのべている。

「最近自由を獲得したばかりの国々に住んでいるわれわれにとって、平和への欲望はより大きく、より緊急なものである。われ

われは自分の国を建設しなければならぬし、各国の歴史におけるこの危機の時代に、自分たちの計画や夢が戦争によって御破算になることをわれわれは望まないからである」(一九五〇年五月一日、セイロンのカンデイにおける演説)

(2) 労農勢力が戦争と植民地主義に強く反対し、民族・国家の独立・発展と世界平和を切実に望んでおり、民族ブルジョア勢力もこれを無視しえない状況にあること。

植民地や半植民地の過去の歴史がはっきり示しているように、労農大衆は植民地主義やその足場となっていた土着の半封建主義の支配・抑圧、そして彼らのあつかりしらない戦争のために、実に悲惨な社会生活を余儀なくされてきた。彼らは社会生活の向上と民族独立のために、植民地主義勢力の残酷な弾圧にも屈せず、果敢にして忍耐強い反植民地主義斗争をつづけてきた。しかし、独立後における労農大衆の経済生活は、彼らが期待していたほど必ずしも向上していない。彼らの生活は依然として貧困である。例えばインドの現状がこのことを如実に物語っている。そこではいまだに大量の慢性的失業人口が存在し、一九五三年現在で四千七百万以上にのぼり、そのうち農業失業人口が四千二百万に達している。また第一次五カ年計画期間に、国民所得は一八%増加したのに対し、農民の収入はそれ以下であり、一九五四年末の労働者の実質賃金も一九三九年に比し二%足らずしか増加していない。かかる事態の根本原因は長い間植民地主義や半封建主義によって支配されてきたうえに、いまだに彼らが残存していることにあるが、労農勢力(労農大衆と彼らの利益を代表する社会主義政党や労働団体など)の不満は実に大きい。彼らは生活の向上と国内の民主化、民族・国家の完全な独立を切実に望んでいる。また、戦争や国際緊張が彼らの生活を破壊したり、民族・国家の独立を危くしたりするという理由で、彼らはこれに強く反対し、世界平和を真に求める。このことは労農勢力が反植民地主義運動や世界平和運動の先頭に立って斗っている事実において明らかである。第二次世界大戦前に比して著しく強力にな

ったが、独立後においてもさらに強まる傾向をみせている。そのため民族ブルジョア勢力も労農勢力の要求を無視しえない状況にある。このことはインドやインドネシアの例にみられるように、労農勢力の政治力の強いところほど、民族ブルジョア勢力が積極的中立主義をアクティヴに実行している事実によって明らかである。<sup>(四)</sup>かくの如く、労農勢力の要求と政治力が民族ブルジョア勢力を「下から突上げる」役割を果し、彼らをして積極的中立主義に赴かせる重要な原因となっているが、それは同時に積極的中立主義を実行させる可能的条件ともなっている。もし労農勢力の要求や政治力が弱く、その反対に積極的中立主義を好まない半封建的地主層や買弁勢力、あるいは彼らと結びついた外国帝国主義の勢力が強大である場合には、民族ブルジョア勢力としても積極的中立主義を実現してゆくことは困難となるからである。

## B 積極的中立主義の国際的要因

(1) 強大な社会主義陣營の存在が、民族ブルジョア勢力の対外活動を自重させる反面、これら諸国の対外政策が彼らにとって有利であること。

第二次世界大戦前まで、社会主義的国家はソ連と蒙古人民共和国だけに限られ、<sup>(五)</sup>その占める範囲も地球総面積の約1/6にすぎなかった。ところが戦後になると、それはアジアや東欧にもあいついで樹立され、その範囲と人口はそれぞれ地球面積の約1/4と世界総人口の約1/3を占めるにいたっている。しかも、労働者階級に指導され、社会主義の建設・発展を目指しているこれら諸国は、ソ連の指導・援助と相互間の固い団結を基礎として社会主義世界体系・社会主義陣營を形成し、そのなかで強力にして迅速な発展をとげようとしている。ことにソ連の経済・政治・軍事面における発展はめざましいが、そのような強大な社会主義陣營とアジア・アラブの新興民族主義諸国は、隣接するかあるいは至近距離の間にある。したがって、かかる現実を無視して、帝国主義陣營の「力の政策」や「冷戦政策」に同調し、

その軍事同盟・集團の一員となり、その軍事基地と化していたならば、もし万一社会主義陣営との間に戦争が勃発した場合には、直ちにソ連の核弾道兵器の攻撃をうけて、彼らが灰滅してしまう危険性はたしかにある。このことは、積極的中立主義勢力によって充分認識され、彼らの対外活動を自重させる要因となっている。

しかし、強大な社会主義陣営の存在が積極的中立主義勢力に対してもつ意味はそれだけではない。それはまた同時に、民族ブルジョア勢力をして積極的中立主義を打出させ、それを実行に移させる重要な可能的条件ともなっている。何故ならば、強大な社会主義陣営の存在は、それだけ帝国主義陣営の支配地域を狭め、根本的にその力を弱めているばかりでなく、社会主義陣営の反帝国主義政策やその積極的中立主義に対する支持政策は、帝国主義陣営の反積極的中立主義活動を制約しているからである。実際、社会主義諸国は積極的中立主義諸国が民族独立・世界平和のために意義ある役割を果すかぎりにおいて、社会体制の如何にかかわらず、国際政治の舞台で彼らを支持している。スエズ運河問題や一九五七年夏のシリア・トルコ紛争において、ソ連中国をはじめ社会主義諸国が終始エジプト、シリアを強く支持したことなどは、最近の顕著な例である。しかも、彼らは積極的中立主義諸国が望む場合には、その受容国にとって有利な援助をもあたえようとしている。現在までにインド、インドネシア、ビルマ、セイロン、カンボジア、アフガニスタン、ネパール、シリア、エジプトなどの積極的中立主義諸国が、ソ連をはじめチェコ、東ドイツ、ルーマニア、ユーゴーその他の社会主義諸国から、総額にして十億ドルを超える援助をうけている。その援助の主な形式は貸付と贈与である（この他に技術者養成がある）が、西欧諸国からの援助に比して異なる点は主につきの点である。第一に、西欧諸国の援助にしばしばみられるような政治・軍事的紐がつかないこと。第二に、社会主義国からの貸付が西欧のそれに比して長期であり、低利であること。ソ連の貸付期限が一般に十年ないし三十年の長期であり、利率も年二分ないし二分五厘の低さであるのに対し、西欧の期間はもっと短く、金利も四分五厘前後ではるかに高い。第

三に、社会主義諸国の援助は原則として相手国の工業化に必要な資本財の提供という形をとっているのに対し、西欧の援助の相当部分が消費財、とくに余剰農産物処理の方式をとっていること。そして第四に、貸款の返済も社会主義諸国では、その国の普通の輸出品でよいとしているのに対し、西欧側の貸款は商品による返済に結びつけられていないことなどである。<sup>(六)</sup> これらの特徴をもつ社会主義諸国からの援助が、重工業建設・経済自立化を目指す民族ブルジョア勢力にとってきわめて有利であることは明らかである。彼らが社会主義諸国との間に「平和共存」関係を樹立し、経済協力を推し進めようとする基本的理由の一つがここにある。

(2) 第二次世界大戦後、帝国主義・植民地主義勢力が全体的に弱体化していることと、その対外援助・軍事政策が受容国の独立や世界の平和を損う危険性をもっていること。

戦後、米国だけは独り強大になったが、英国をはじめその他の帝国主義国家の力は戦前に比して著しく弱体化している。この原因は主として、これら諸国が戦争によって大損害をうけたこと、戦後拡大な世界社会主義体系が成立して、帝国主義の支配地域がそれだけ狭められたこと、植民地・半植民地の民族独立運動の飛躍的昂揚によって、植民地体制が崩壊の危機に瀕していること、そしてこれらのことによって帝国主義相互間の矛盾をはじめその他の諸矛盾が一層激しくなっていることなどにある。そのため帝国主義・植民地主義勢力は全体的に弱体化しており、このことは彼らの反対を押切って、民族ブルジョア勢力が積極的中立主義を實行できる可能的要因となっているのである。

しかし、弱体化した帝国主義・植民地主義勢力は、その諸矛盾の緩和や勢力挽回のために、戦後においては主として新しい方法による植民地支配の拡大・強化を目指している。その主な方法の第一は、民族独立運動の激化によって手におえなくなった植民地・半植民地に対してみせかけの「独立」をあたえ、実質的にはそれを支配・操縦することである。例えば、インド、パキスタン、インドネシア、ビルマなどにあたえられた最初の「独立」がそれである。

その第二は、「共產主義の侵略の脅威」を全世界的に大規模に宣伝して、「力の政策」・「冷戦政策」を実行し、それによって生じた国際緊張を背景に、他国に対して紐つきの軍事・経済援助をあたえ、その受容国を實質上従属化させること。例えば、マーシャル・プランやMSAあるいはアイゼンハワー・ドクトリンによる援助がそれである。そして第三の方法は、国際緊張を背景として、反社会主義的軍事同盟や軍事ブロックを結成し、その加盟国を従属的地位におくことである。NATOやSEATO、バグダッド条約などはその具体化にはかならないが、そのほかにもクー・デターやリヴァイド・アンド・ルールなどの方法もある。<sup>(八)</sup>これらの方法は表面的には巧妙にカムフラージュされているにもかかわらず、実質的には植民地支配の目的をもっているという意味で、積極的中立主義勢力や労農勢力の間では「新しい型の植民地主義」とよばれている。これらの方法は受容国の独立や主権を損うばかりでなく、シリアのクワトリ大統領も激しく非難しているように、「平和と安全を保障する代りに、破壊的安定へ導くものである。」<sup>(九)</sup>だから、独立と平和を望む積極的中立主義勢力は、旧型のみならず「新しい型の植民地主義」をも非難すると同時に、それによる軍事援助や軍事ブロックを拒否して、ノン・アライメント・ポリシーを履行せねばならないのである。

(3) 反植民地主義・民族独立運動や世界平和運動が、世界的規模において昂揚していること。

第二次世界大戦後、世界の社会主義勢力が強大になった反面、帝国主義・植民地主義勢力が弱体化したこと、戦争を楔機に植民地・半植民地人民の政治意識がたかまったことなどによって、戦後の植民地・半植民地の民族独立運動は飛躍的發展をとげつつある。すでにアジア・アフリカ地域では、一二億以上の人口を擁する国が植民地主義の桎梏から解放されて独立を遂げたし、他のアフリカや中・南米の植民地・半植民地においても、民族独立運動は強まる傾向にある。<sup>(一〇)</sup>しかも、これらの反植民地主義・民族独立斗争は、一九五五年四月のアジア・アフリカ会議や一九五七年十二月のアジア・アフリカ諸国民会議において端的に示されたように、すでに独立を達成した民族主義国家や社会主

義国家からの直接・間接の支持や援助にもとづき、これら諸国との共同斗争の形で力強く推し進められている。他方、世界民衆の平和に対する要求や平和運動も、「冷い戦争」や原水爆戦争の脅威の中で、日増しに強まりつつある。例えば、一九五〇年の世界平和委員会の「原子兵器の無条件禁止を要求する訴え」(ストックホルム・アピール)や、翌五一年の世界平和議会第一回総会の「五大国平和協定締結を要求する訴え」(ベルリン・アピール)にたいして、五億以上の人々が署名したこと。或いは、平和を求める強い世論が、朝鮮戦争やインドシナ戦争、スエズ戦争を止めさせる原動力の一つになったことなどが、右のことをはっきり示している。このような反植民地主義・民族独立運動や平和運動の昂揚が、同じ目的をもつ積極的中立主義を支える重要な要素となっていることは明らかである。

積極的中立主義は以上のような国際的・国内的要因によって発生し、発展してきたが、かかる要因は積極的中立主義をさらに拡大させ、強化させる方向に動いている。それならば、積極的中立主義はげんざいかなる国際政治的役割を演じているであろうか？ 果してそれは、自己の二大目的を達成しえているであろうか？

(一) このことを裏づける文献・資料については、拙稿、前掲書、七九頁参照。

(二) 例えばインド、ビルマについては左記参照。 Government of India, The First Five Year Plan, 1952. Ibid., The Second Five Year Plan, 1955. C. N. Vakil and P. R. Brahmananthe, Reflections on India's Five-Year Plan ("Pacific Affairs", Sept. 1952, p. 248 ff.). V. K. R. V. Rao, India's First Five-Year Plan ("Pacific Affairs", March 1952, p. 3 ff) 魯賓斯坦『現代印度的經濟發展』(「國際問題叢議」一九五六年第一号) 杰格佳尔『印度民族經濟發展』(同前、一九五六年第四号) 魯賓斯坦『印度共和国的第二个五年計畫』(同前、一九五七年第一号) 庫秦科夫『独立印度的工業發展』(同前、一九五七年第一二号) 齊諾維耶夫『緬甸的經濟發展』(同前、一九五六年第三号) 索洛莫洛夫『緬甸經濟發展計畫』(同前、一九五六年第一二号)

- (三) 世界知識社編『世界知識手冊一九五七年』一九五七年、一九〇頁。
- (四) インドでは全体的に共産党の勢力が強く、南部のケララ州では同党の指導する州政府ができています。またインドネシアでも、共産党は農園労働者を中心として二六〇万の組合員を擁するインドネシア最大の労働組合連合(SOBSI)の指導権を確実に握っており、国会においても三九の議席をもち、第四党の地位を占めている。
- (五) 蒙古人民共和国は一九二一年の革命以来現在まで、厳密な意味では中華人民共和国やヴェトナム民主共和国などと同様に人民主義国家であり、社会主義社会への移行の段階にある。しかし現在国際政治の上で、「社会主義国家」・「社会主義陣営」という場合には、中国や東欧諸国をはじめ蒙古人民共和国もまたその中に含めているのが普通であり、ここでもそれに従った。
- (六) 例えばつぎを参照。维克托罗夫『蘇連同東南亜和近東国家貿易經濟联系的扩大』(『国際問題叢』一九五六年第三号)肖徳又『東南亜国家同社会主義国家貿易的發展』(『世界知識』一九五七年第六期)『後進国開発と米ソ』(『朝日新聞』昭和三十三年一月二十八日、三十日、三十一日、二月一日及び二日号)
- (七) 米国議会でアイゼンハワー・ドクトリンに関する反対質問がおこなわれ、「ロシアが直接侵略 (direct aggression) を計画している証拠は何処にあるか?」という直接的質問がおこなわれたとき、その答弁には、「ダレス氏はそれについて何も知らない。しかし、その地域(中近東)において共産主義が進出(advance)している証拠はある」とのべられたことが記録されている。(The Times, London, Janu. 15, 1957)
- (八) クー・デターによる方法の顕著な例は、一九五三年のイラン政変、一九五四年のグアテマラ政変、一九五七年のヨルダン政変などである。またリヴァイド・アンド・ルール (divide and rule) による方法は、SEATOやバグダット条約、或いはアイゼンハワー・ドクトリンの中など見出されるが、この点について全インド民主主義法律家協会幹事であり、インド最高裁判所弁護士でもあるラティフィ (D. Latifi) 氏はつぎのようにつづる。

「アイゼンハワー・ドクトリンはまたこの地域（中近東）の国々に対する軍事・経済『援助』を含んでいる。かかる『援助』の目的は、疑いもなく、第一に、米國に指導されるか若しくは支持されている軍事ブロックや同盟、例えばSEATO、パクダッド条約などの網の目の中にこの地域の国々を巻込んで、そこから抜けられないように縛りつけることである。第二のそれは、リヴァイド・アンド・ルールの古い帝國主義政策にもとづいて、周囲の国々との軋轢を一層助長することである。」（D. N. Pitt and D. Latifi, *Current International Problems, Bombay, 1957, p. 18.*）

（九）一九五七年一月一八日、ニューデリーにおける声明。

（一〇）或る統計によれば、アジア・アフリカでいまだ帝國主義の支配下にある植民地・半植民地は、人口において約一億五千万九百万、面積において約二千七百万平方キロとなっている。（施芝禪『四十年来世界的變化』〔世界知識〕一九五七年第二〇期一八一—一九頁）但し、この数字の中には「新しい型の植民地主義」の犠牲になっている諸國は含まれていない。

（一一）第二次世界平和運動の發展・昂揚については、例えば、畑田重夫『戦後世界平和運動の發展』（日本國際政治学会編「平和と戦争の研究」、有斐閣、一九五七年、一五二頁以下）参照。

### 三、積極的中立主義の意義・役割

いかなる形態の中立主義の意義ないし役割を評価する場合にも、特定の歴史的段階において評価することが必要である。それを評定するための絶対的規準というものはなく、その意義・役割も歴史的に異っているからである。例えば、第二次世界大戰前夜（一九三〇年代）に、日・独・伊ファシズム勢力に対して英・仏がとった所謂「中立・不干渉」政策や、スイスの中立政策が果たした國際政治的役割と、戦後の現段階においてスイス、オーストリア、スエーデンなどの中立主義やアジア・アラブの積極的中立主義がもつ意義は、明らかに異っている。また、より厳密に言うな

らば、戦後においても、それらが果たした役割は国際政治の発展段階に応じて違っている。したがって、積極的中立主義の意義・役割を評価する場合には、戦後の国際政治の発展段階に応じて検討する必要がある。ここでは、その前提のうえにたって、積極的中立主義の役割が一般的に顕著になった現段階、つまり一九五五年のアジア・アフリカ会議前後を中心として、しかも積極的中立主義国の場合を中心に、その意義・役割を検討してみよう。

(1) 積極的中立主義は民族・國家の独立を守り、それを強化・発展させるうえで重要な意味をもつとともに、世界平和を擁護するためにも大きな役割を演じている。

積極的中立主義諸国は戦争と戦争政策に反対することを基本原則の一つとして、核兵器の生産・実験・使用や軍拡政策に対して激しく反対すると同時に、ノン・アライメント・ポリシーを履行して、いかなる軍事集団・同盟にも参加することを拒否している。彼らが、世界戦争の原因となり人類を破滅に導くような核兵器に反対し、その即時・無条件禁止を常に主張していることの意義がいかに大きいかは、ここで改めてのべるまでもないであろう。しかし、彼らが軍事集団・同盟ことに帝国主義陣営のそれを鋭く非難し、それに加盟していないことの意義も無視すべきではない。すでにのべた如く、「力の政策」や「冷戦政策」にもとづいて結成されたNATO、SEATOなどの軍事集団・同盟は、植民地主義の新しい支配方法の一つとして、その加盟国の独立や利益を損うばかりでなく、それはまた社会主義陣営との対立を激化させ、国際緊張増大の根本原因となっている。したがって、積極的中立主義諸国の各々が、かかる「力の政策」や軍事同盟・集団に反対せず、それに加担していたならば、どんなことになるだろうか？ 彼らの地理的位置が社会主義陣営と至近距離にあることや、彼ら全体の国土と人口が非常に大きいことなどから、社会主義陣営を一層脅威して、国際緊張がさらに激しさを加えるであろう。また、彼らの国力がいまだ比較的弱いだけに、植民地主義のためにその独立や利益をより多く失う結果に終るであろうことも間違いない。この意味において、

積極的中立主義諸国が挙ってノン・アライメント・ポリシーを實行していることは、国際緊張の増大や国家・民族の植民地主義への従属化を阻止し、世界平和や国家の独立を守るうえで重要な意義があるといわねばならぬ。

それならば、積極的中立主義諸国によって実行されている「平和共存」・「平和地域」政策の意義は何処にあるだろうか？ インドをはじめ多くの積極的中立主義諸国は社会主義諸国との間に、「平和五原則」（領土完整と主権の相互尊重、相互不可侵、内政不干涉、平等互惠、平和共存）を基礎として「平和共存」関係を樹立している。もとよりこれら五つの原則は、いづれも伝統的国際法の原理であり、それ自体、資本主義体制と社会主義体制間の根本矛盾を解決できる「新しい原理」ではない。<sup>(二)</sup>しかし、これら諸原則は、もしそれが国際的に忠実に守られているならば、戦争の根本原因はこれを除くことはできないにしても、少くとも戦争の実現を阻止し、平和を保持することは、過去においてもでさたはずであるし、現在においても可能なはずである。ことに現在のように、根本的に矛盾する両体制の国がそれぞれ弾道核兵器などの究極兵器をもって相対立し、「冷い戦争」が継いでいる世界状況のもとでは、世界平和と各国の安全・独立のために、如何なる体制の国家といえども、全ての国がこれら諸原則を新に再確認し、真に尊重してゆくことが何より急務である。そして、これら諸原則の尊重と忠実な履行を基礎として、各国が平和友好の関係を固く結ぶ必要がある。しかるに、積極的中立主義諸国は「平和五原則」にもとづいて、社会主義諸国との間に「平和共存」関係を確立し、相互間には少くとも「冷い戦争」や支配・服従の関係は排除されている。このことは、「平和共存」政策が積極的中立主義諸国の独立と安全を守り、国際緊張の激化を阻止して世界平和を擁護するうえで重要な役割を果していることを物語っているのである。

しかも、かかる「平和共存」関係に基づいて、積極的中立主義諸国と社会主義諸国との間におこなわれている経済協力が、積極的中立主義諸国の独立や発展を促進するうえで重要な意味をもっていることも強調せねばならない。す

でのべた如く、積極的中立主義諸国は重工業の建設を中心とした経済自立化計画を遂行するために、彼らにとって有利な援助を社会主義諸国からうけ、その援助を重要な楨杵として彼らの計画を推し進めているからである。例えば、インドは一九五五年から五七年までの間にソ連から十八億ルピーの長期貸付を得たが、それはインドに年産百万トンの大型製鋼所をはじめその他の重工業建設のための資金となっている。また、アフガニスタンに対しても、一九五四年から五五年にかけて一億六百万ドルの貸付がソ連からあたえられ、それは肥料工場や発電所などの建設に利用されているのである。<sup>(三)</sup>

以上のように、積極的中立主義は民族・国家の独立を守り、それを強化・発展させるうえで重要な役割を演じているばかりでなく、それはまた世界平和を擁護するためにも、大きな意義をもっているのである。

(2) 積極的中立主義は帝国主義の活動を制約し、その力を弱める反面、社会主義諸国を強める役割を演じている。積極的中立主義諸国はそのほとんどが、帝国主義・植民地主義の支配から脱して独立した国である。それだけに、その独立は帝国主義の支配地域を縮小し、その国内・国際的諸矛盾を一層激化させる要因となっている。しかも、積極的中立主義諸国は「力の政策」や政治・軍事的条件のつく経済援助あるいは軍事同盟・集団などに断乎反対して、新しい方法による植民地主義の復活を阻止している。さらに、彼らは直接・間接に、植民地・半植民地の民族独立運動やその他の国の独立運動を支持して、それらを強化・発展させる重要な要素となっている。積極的中立主義諸国が帝国主義の活動や力を弱める役割を果たしているというのも、かかる事情からであるが、帝国主義諸国の政府や指導者たちが積極的中立主義を非難するのも、またそのために他ならない。例えば、ダレス氏はつぎのように非難している。「中立は廃れた概念であり、きわめて特別な場合を除いては、それは不道德な、目先のきかない概念である」と。<sup>(三)</sup> それならば、そのような積極的中立主義は社会主義諸国にとっては、いかなる意味をもっているだろうか？ ソ

連・中国をはじめ社会主義諸国は、それぞれの社会主義建設やその一層の発展に努める一方、彼らに対して鉾先をむけている「力の政策」や「冷い戦争」政策に対応して、かなりの物質的・精神的力をさいて強固な防衛体制を築いている。もとより、かかる体制は社会主義を擁護する点から、彼らにとって必要なものにちがいないが、そのためにより大きな軍事費を使ったり、その他の物質的・精神的力をさいたりすることは、彼らの社会主義建設の理想的観点からすれば、必ずしも満足すべき事態ではない。彼らは、平和的競争において、社会主義体制の方が資本主義体制よりもあらゆる面で優位にたちえると確信しており、軍事費を削減することによって、できるだけ多くの国家予算を社会主義建設に注ぎこみ、短期間にそれを達成することを欲している。しかし、軍事費をできるだけ削ぐためには、何よりもまず国際緊張や戦争の危険が緩和される必要がある。社会主義諸国が戦争や国際緊張に反対し、「平和共存」政策をはじめいろいろな平和政策を推し進めようとしている根本的理由の一つがここにあるわけであるが、国際政治の現実には彼らの希望する方向にむかおうとしている。国際緊張は平和を求める世界の諸勢力の努力と力によって、紆余曲折を経ながらも一步一步緩和の方向にむかっており、「平和共存」関係も社会主義諸国と多くの積極的中立主義諸国との間に実現し、さらに拡大・強化される傾向にある。もとよりかかる事態が、現在社会主義建設の一層の促進に直接大きな影響力をもっているとは断言できないにしても、しだいにその影響力を強めてゆくことはたしかである。この意味において、積極的中立主義は社会主義諸国を強める役割を演じつつあるということが出来る。社会体制が相異しているにもかかわらず、社会主義諸国が積極的中立主義勢力やそれを実行している国の政府に対して、一定の好意と支持をあたえている要因の一つも、ここにあるわけである。

(一) 入江啓四郎『現代国際問題要論』一九五八年、六八―七〇頁。なお、ソ連の国際法学者の見解については、例えばつぎを参

照。札多罗日内依『各国和平共处的国際原則』(『国際問題訳叢』一九五六年第五号)。穆什卡特『关于和平共处的某些法律観

点』(同前、第一二号)。沙尔馬札納什維利『互不侵犯是保衛和平和國際安全的原則』(同前、一九五七年第一号)。巴尔謝戈夫『尊重領土完整是和平共處原則之一』(同前、第一二号)。

(二) 前掲「朝日新聞」特集記事および、孙培鈞『亞非國家經濟發展的前景』(「世界知識」一九五八年第二期、七頁)參照。

(三) 一九五六年六月九日の声明 (cite from H. F. Armstrong, op. cit., p. 57.)